安愚楽牧場の旧経営陣に対する 詐欺罪での立件の見送りについての緊急声明

あぐら被害者の会 (代表) 川口瑞夫

(連絡先)Mail: milk@coffee.forum.jp

本日9月7日、株式会社安愚楽牧場の旧経営陣に対する処分の方針が報道されました。代表取締役・三ケ尻久美子、専務執行役員・増渕進、同・大石勝也の3者に対して、詐欺罪での起訴・立件を見送るというものです。

私たち被害者は、この決定を到底承服することはできません。被害者の中には、警察の捜査に協力した人もいるので、現場の捜査担当者の熱意や尽力を疑うものではありません。にもかかわらず、詐欺罪での起訴が断念されたことに失望を禁じえません。

約7万3000人といわれる被害者の中には、60代・70代で再就職した人もいます。子供が成人になるまでは配偶者に被害の事実を隠し続けるという人もいます。老後や生活のための資金を失った被害者は、この先、何十年もその痛みを背負わなければなりません。世間からの冷たい視線にも耐えなければいけません。その一方で、加害者である旧経営陣が特定商品預託法違反という微罪のみの立件で終わってしまうというのは、あまりにも不公平です。

安愚楽牧場事件の場合、すでに報道などで、虚偽の決算書や架空の牛番号で契約を取っていたことが明らかになっています。これらは、常識的な市民感覚でいえば詐欺以外の何物でもありません。にもかかわらず、これを詐欺罪に問えないのだとしたら、法律そのものに問題があるといわざるをえません。これでは、安愚楽牧場の手口を研究すれば詐欺にならないと、全国の犯罪者に認めているようなものです。

8月8日の報道によれば、振り込め詐欺などの「特殊詐欺」の被害額が、本年上半期は約212億円と、過去最高を記録したとのことです(*1)。このことは、詐欺や悪徳投資商法を、司法が厳正に処すことができないという現実と、表裏の関係にあるのではないでしょうか。

こうした理不尽な現状を見過ごして、「騙された側の自業自得だ」と一笑に付すことは、詐欺 や悪徳投資商法が日本経済の影の成長分野になっているという、恥ずかしい現実を追認することにほかなりません。私たち被害者の会は、捜査当局の決定に強く抗議するとともに、立法・行政 の関係者に対しても、詐欺被害・投資被害をとりまく制度を抜本的に見直すことを要求します。

以上